

真鶴町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (30年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
30年度	人 7,457	千円 3,447,322	千円 216,194	千円 651,635	% 18.9	% 20.0

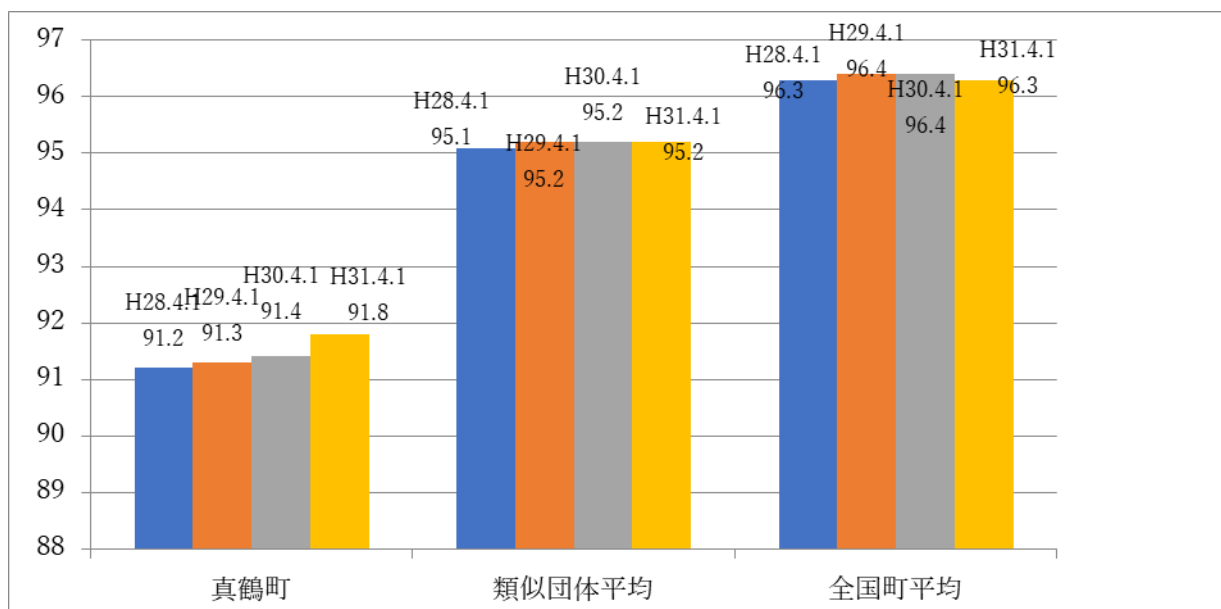
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費			
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
30年度	人 80	千円 271,395	千円 38,084	千円 104,417	千円 413,896

(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 5,170	千円 5,554

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、30年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 地域手当を支給している団体は（）書きで補正後ラスパイレス指数を表示しますが、真鶴町は、地域手当の支給がないため記載していません。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

- ①該当なし
 ②職員構成の変動により増
 ③該当なし

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
31年度	円 —	円 —	円 ()	% —	% 0.21	% 0.09

人事委員会は、設置していません。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
31年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 4.50	月 4.50

人事委員会は、設置していません。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.92%引下げ。若年層については、1.51%。高齢層については2.23%。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準で支給対象外となっており、真鶴町では支給していません。

（参考）

	平成 26 年 度の支給 割合	平成 27 年度の支給 割合		平成 28 年 度の支給 割合	平成 29 年 度の支給 割合	平成 30 年 度の支給 割合	令和元年 度の支給 割合
		4 月 1 日 時点	遡及改 定後				
国基準に よる支給 割合	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %
真鶴町の 支給割合	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %

③その他の見直し内容

単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成 27 年 4 月 1 日実施）該当者はありません。

(6)特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（31 年 4 月 1 日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
真鶴町	42.8歳	288,700円	337,181円	312,131円
神奈川県	43.3歳	330,103円	432,347円	389,999円
国	43.4歳	329,433円	—	411,123円
類似団体	41.7歳	300,128円	350,875円	326,221円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
真鶴町	***	1人	***	***	***	—	—	—	—
うち自動車運転手	***	1人	***	***	***	自家用乗用自動車運転者	56.8歳	249,200円	—
神奈川県	56.2歳	243人	345,076円	419,138円	396,127円	—	—	—	—
国	50.9歳	2,431人	287,312円	—	329,380円	—	—	—	—
類似団体	50.0歳	5人	271,571円	300,765円	283,659円	—	—	—	—

***該当数値はあるが公表を控えるもの

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

③教育職(幼稚園)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
真鶴町	51.0歳	340,175円	357,650円
神奈川県	40.4歳	342,462円	419,980円
類似団体	39.2歳	277,672円	305,213円

(注) 1 「平均給料月額」とは、31年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(31年4月1日現在)

区分		真鶴町	神奈川県	国
一般行政職	大学卒	180,700円	187,300円	180,700円
	高校卒	148,600円	153,000円	148,600円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(31年4月1日現在)

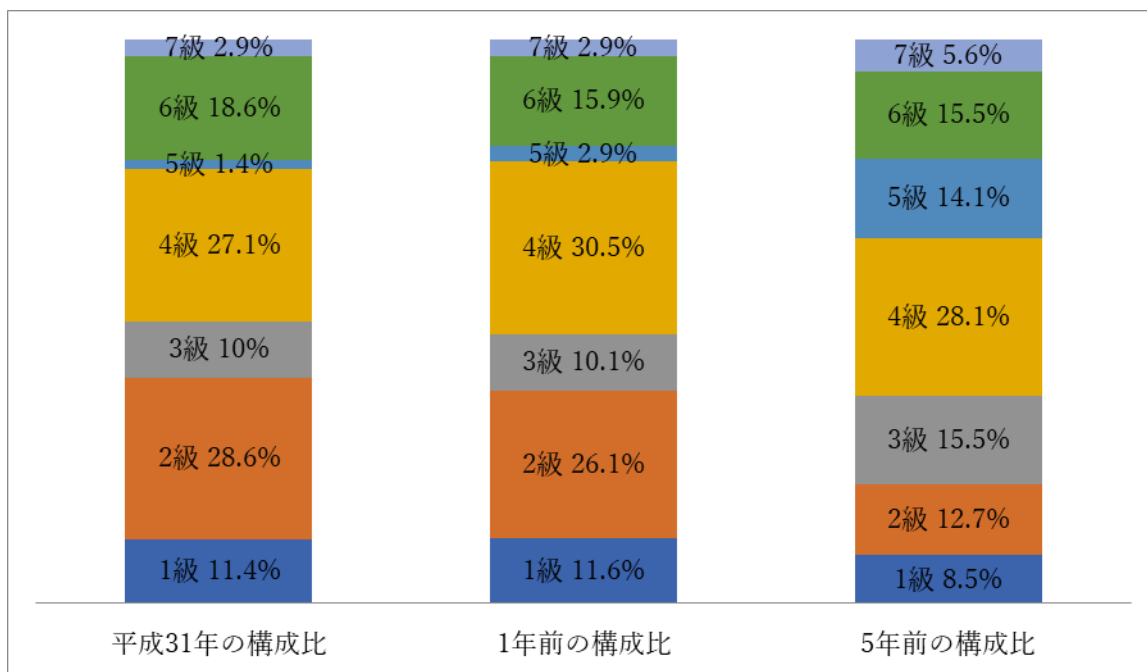
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	268,200円	333,000円	337,300円	367,600円
	高校卒	221,500円	305,500円	329,300円	357,600円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

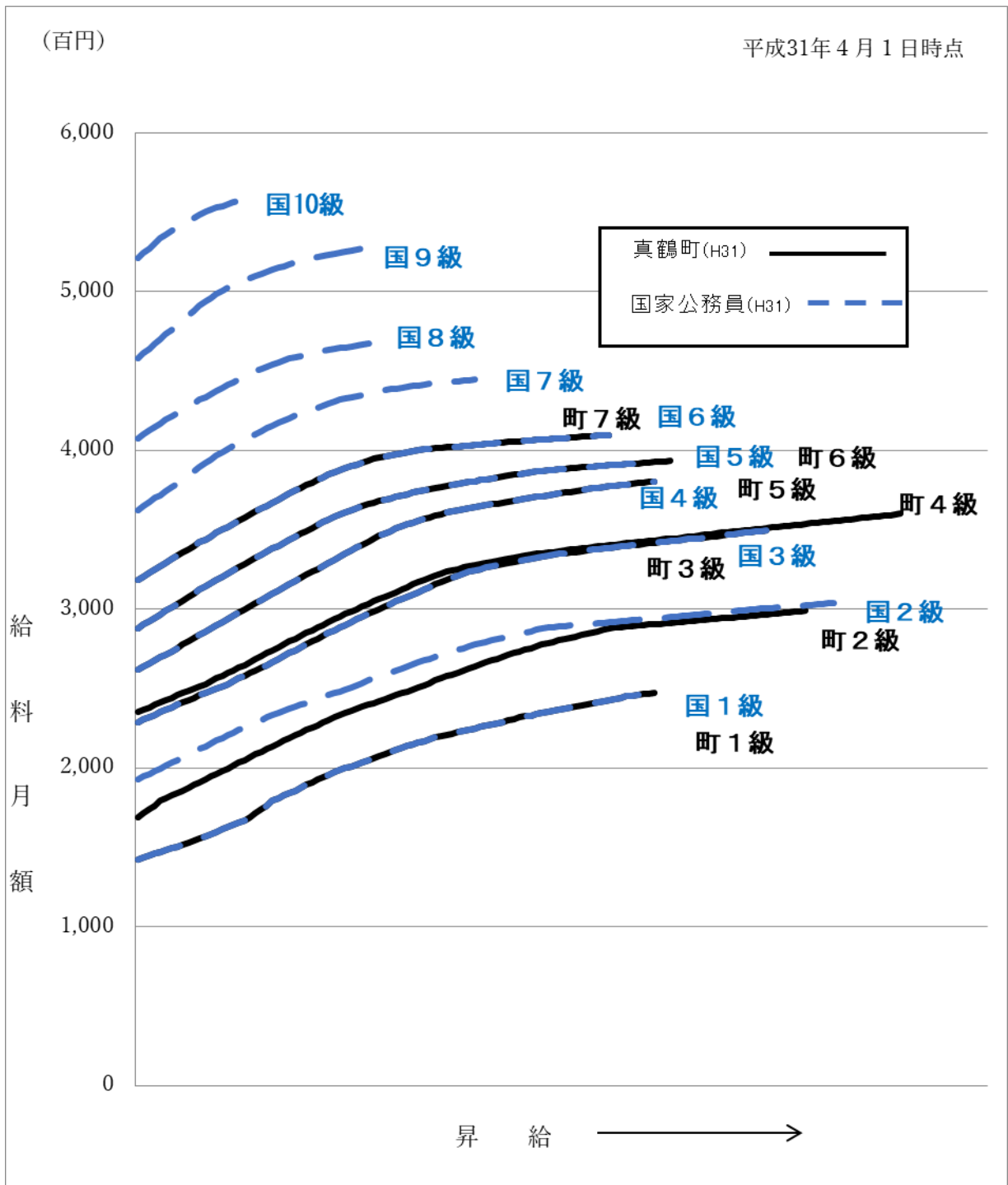
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（31年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補、技師補、社会教育主事、学芸員及び司書の職務 栄養士、保健師、社会福祉士及び教諭の職務	8人	11.4%	144,100円	247,600円
2級	主事又は技師の職務 相当の知識又は経験を必要とする栄養士、保健師、社会福祉士、社会教育主事、学芸員、司書及び教諭の職務	20人	28.6%	170,100円	299,300円
3級	主任主事、主任技師、主任社会教育主事、主任学芸員又は主任司書の職務 主任栄養士、主任保健師、主任社会福祉士及び主任教諭の職務	7人	10.0%	230,000円	350,000円
4級	係長、主査の職務 高度の知識又は経験を必要とする主任教諭の職務	19人	27.1%	236,100円	361,300円
5級	主幹又は技幹の職務 園長の職務 指導主事の職務	1人	1.4%	263,000円	381,000円
6級	副課長の職務 課長又は事務長の職務 議会事務局長の職務	13人	18.6%	288,900円	393,800円
7級	困難な業務を行う課長の職務 参事の職務	2人	2.9%	319,200円	410,200円

- (注) 1 真鶴町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（31年4月1日現在）



(2) 昇給への人事評価の活用状況（真鶴町）

平成 31 年 4 月 2 日から令和 2 年 4 月 1 日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

真鶴町	神奈川県	国
1 人当たり平均支給額(30年度) 1, 3 6 7 千円	1 人当たり平均支給額(30年度) 1, 7 5 4 千円	—
(30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算 5～20% 管理職加算 10～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（真鶴町）

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○

上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（31年4月1日現在）

真鶴町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職措置（最大20%加算）			定年前早期退職措置（割増率2～45%）		
（退職時特別昇給 なし）					
1人当たり平均支給額					
93千円 定年該当者なし					

(注) 1 支給率は、県内3市13町1村6一部事務組合で構成する退職手当組合の条例によります。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）		0円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
—	— %	— 人	— %

(4) 特殊勤務手当（31年4月1日現在）

支給実績（30年度決算）		0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（30年度）		0.0%		
手当の種類（手当数）		5手当		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (28年度決算)	左記職員に対する支給 単価
感染症衛生業務手当	対象業務に従事した職員	感染症のまん延防止作業	0千円	日額 1,000円
変死人取扱手当	対象業務に従事した職員	行路死亡人及びこれに準ずる者の検死立会並びに死体収容	0千円	1件当たり 1,000円
徴収手当	対象業務に従事した職員	町税、国民健康保険税、介護保険料、上・下水道使用料、町営住宅使用料及び保育料の徴収並びに滞納整理	0千円	日額 200円

	交通機関等の利用者 運賃相当額(1か月あたり55,000円上限) 交通用具(自動車等)利用者 片道2km以上60km未満 2,000円から29,800円までを距離に応じ支給 片道60km以上31,600円	同			
単身赴任手当	官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、転居し、やむを得ない事業により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし距離制限(60km)を満たす職員に支給 基礎額 30,000円 交通距離が100km以上の場合に距離に応じて加算 8,000円から70,000円まで	異	支給額	0千円	0円
休日勤務手当	休日に正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員に支給 時間外勤務手当等基礎額×138/100×休日勤務時間数	同		0千円	0円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務を命じられた職員に支給 時間外勤務手当等基礎額×25/100×夜間勤務時間数	同		0千円	0円
宿日直手当	宿日直勤務職員に支給 一般の宿直勤務 1回 5,500円 一般の日直勤務 1回 6,000円 医師の宿直勤務 1回 20,500円 医師の日直勤務 1回 20,000円	異	手当額	2,007千円 (支給実績は、一般の宿直勤務のみ)	62,734円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 参事 50,400円 課長 40,500円 副課長 20,000円 診療所所長 121,900円 診療所医長 63,400円	異	俸給の特別調整額	6,476千円	431,733円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給対象職員が臨時又は緊急の必要その他公務運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合に支給 勤務1回につき 12,000円	同		0千円	0円

※医療職に対する手当は、診療所が指定管理となっており町職員に該当職がないため支給はしていません。

5 特別職の報酬等の状況（31年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	581,000円 ()円	(参考) 類似団体における最高/最低額 850,000円/306,000円	
	副 市 町 村 長	528,000円 ()円	710,000円/490,000円	
報 酬	議 長	337,000円 ()円	360,000円/205,000円	
	副 議 長	257,000円 ()円	320,000円/175,000円	
	議 員	242,000円 ()円	300,000円/155,000円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(30年度支給割合) 4.45月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(30年度支給割合) 4.4月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(算定方式) 給料月額×在職月数×0.375 給料月額×在職月数×0.25	(1期の手当額) 10,458,000円 6,336,000円	(支給時期) 任期ごと 任期ごと
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

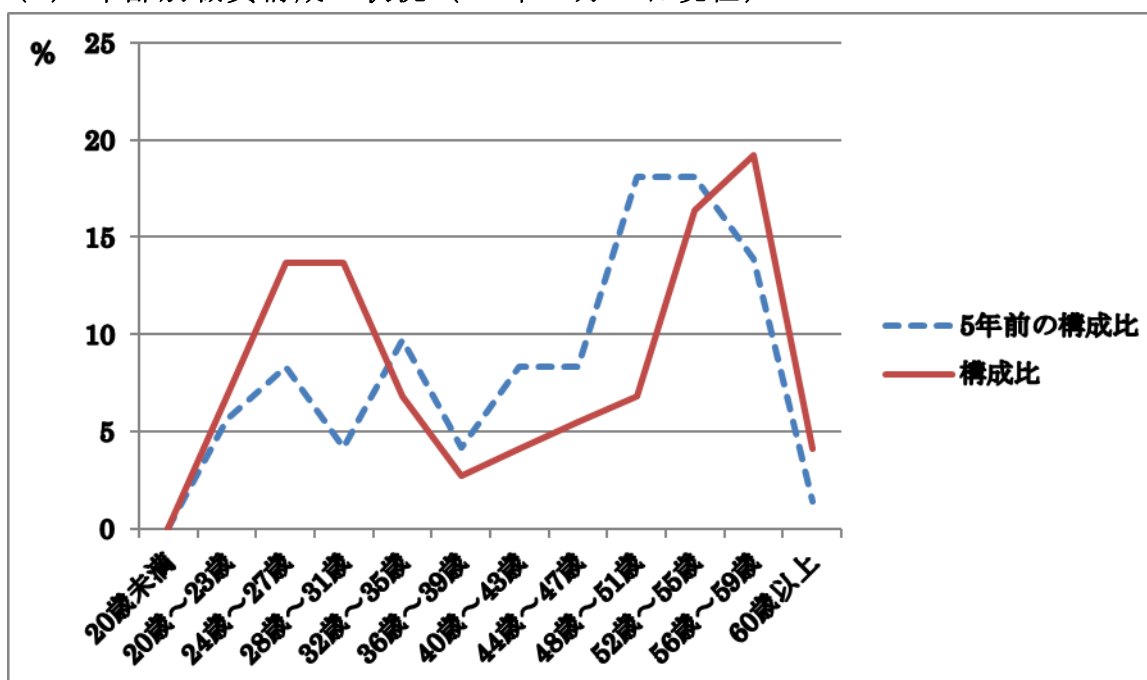
(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成30年	平成31年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	2	2	0	
		総務	26	28	2	欠員補充
		税務	8	8	0	
		民生	6	6	0	
		衛生	6	6	0	
		農林水産	2	2	0	
		商工	5	5	0	
		土木	7	7	0	
		計	62	64	2	<参考> 人口1万当たり職員数 87.3人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 112.59人)
	教育部門	18	17	△1	退職不補充	
	小 計	80	81	1	<参考> 人口1万当たり職員数 110.4人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 135.64人)	
公 営 会 社 等 部 門	水道	3	4	1	欠員補充	
	下水道	4	4	0		
	その他	8	8	0		
	小 計	15	16	1		
合 計		95 [130]	97 [130]	2 [130]	<参考> 人口1万当たり職員数 132.3人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（31年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	5人	10人	10人	5人	2人	3人	4人	5人	12人	14人	3人	73人

再任用を含む、一般行政職の人数

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	26年	27年	28年	29年	30年	31年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	63	60	59	62	62	64	1 (1.6%)
教育	17	18	18	16	18	17	0 (0.0%)
普通会計計	80	78	77	78	80	81	1 (1.3%)
公営企業等会計計	17	18	17	15	15	16	△1 (△5.9%)
総合計	97	96	94	93	95	97	0 (0.0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。